

令和8年度 盛岡地域市民後見人養成講座 開催要項

1 目的

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度に関して、今後、成年後見人等の担い手として専門職以外に市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」の役割が期待されている。そのため、社会貢献に意欲のある方が「市民後見人」として活躍できるよう、成年後見に関する知識・技術・社会規範・倫理性を習得する講座を開催する。

2 日程

令和8年8月20日(木)～10月22日(木)まで 週1回 全9回

講義時間は概ね 10:00～16:40 施設実習は 9:00～16:50 ※詳細は裏面のとおり

3 会場

岩手教育会館（盛岡市大通一丁目1番16号）

4 受講料

無料 ※会場までの交通費は自己負担

5 定員

30人 ※定員を超えた場合は抽選

6 対象

次の①～④すべてに該当する方が対象となる。

①盛岡広域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）に在住の方

②令和8年4月1日現在の年齢が満20歳以上70歳以下の方

③原則としてすべての科目を受講できる見込みのある方

④成年後見制度及び市民後見人の活動に理解と関心のある方

※上記に関わらず、次の要件のいずれかに該当する方は、受講できない。

・民法第13条に規定する制限行為能力者（未成年者、成年被後見人等）

・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者（破産者等）

・専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の団体に加入し、その団体での後見活動が可能な方

7 応募締切

令和8年6月30日(火)必着 ※締切後、1週間程度で受講可否通知を郵送する。

8 応募方法

別紙の受講申込書に必要事項を記入の上、盛岡広域成年後見センター宛に郵送、ファクス、持参により申込み。持参による受付は平日9時から17時まで。

9 主催

盛岡広域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）

10 運営

盛岡広域成年後見センター

※盛岡市・滝沢市・雫石町・岩手町・紫波町・矢巾町が共同で設置したセンター

11 申込み・問合せ先

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか内

Tel:019-626-6112 Fax:019-656-0612

令和8年度 盛岡地域市民後見人養成講座プログラム

回の時間割・科目については、変更になる場合があります。あらかじめご了承ください

日付	開始	終了	科 目	単位数
8/20(木)	10:00	10:20	開講式	—
	10:30	12:30	市民後見概論	2
	13:20	14:20	成年後見制度概論	1
	14:30	15:30	成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1
	15:40	16:10	成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5
8/27(木)	10:00	12:00	介護保険制度	2
	12:50	14:50	高齢者・認知症の理解	2
	15:00	16:30	高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法	1.5
9/4(金)	10:00	11:00	知的障がい者の理解	1
	11:10	12:10	精神障がい者の理解	1
	13:00	14:00	障害者福祉制度	1
	14:10	16:10	対人援助の基礎	2
9/11(金)	10:00	11:30	家族法・財産法	1.5
	11:40	12:40	地域福祉・権利擁護の理念	1
	13:30	16:00	意思決定支援の基本	2.5
9/18(金)	10:00	12:00	社会保障と年金及び医療保険	2
	12:50	13:20	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～年金制度～	0.5
	13:30	14:00	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～健康保険制度～	0.5
	14:10	14:40	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度～	0.5
	14:50	15:20	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～税務申告制度～	0.5
	15:30	16:00	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～消費者保護制度～	0.5
10/1(木)	9:00	12:00	施設実習①	3
	12:50	16:50	施設実習②	4
			自宅学習 施設実習のレポート作成	3
10/8(木)	10:00	12:00	申立手続き書類の作成	2
	12:50	14:20	成年後見の実務①（受任から就職時報告）	1.5
	14:30	16:00	成年後見の実務②（定期報告書の作成・報酬付与の申立）	1.5
10/15(木)	10:00	11:30	成年後見の実務③（事務終了時の手続き・死後事務）	1.5
	11:40	12:40	成年後見制度と市町村責任	1
	13:30	14:30	家庭裁判所の役割	1
	14:40	16:40	成年後見活動の実践報告（任意後見を含む）	2
10/22(木)	10:00	12:00	事例報告と検討①（法人後見による実践報告）	2
	12:50	14:50	事例報告と検討②（市民後見人による実践報告）	2
	15:00	16:00	市民後見人像	1
	16:10	16:30	修了式	—